

## 政治資金監査に関するQ &amp; Aの改定・追加について

## ○ 概要

業務制限に係る以下の政治資金監査に関するQ & Aについて、改定（追加）する。

- ・ 確定申告を受託している税理士による政治資金監査（現行Ⅱ－５）
- ・ 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査（現行Ⅱ－７）
- ・ 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（追加）

## ○ 改定案

現行	改定案
<p>Ⅱ-5 確定申告を受託している税理士による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。</p> <p>A <u>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限に該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</u></p>	<p>Ⅱ-5 確定申告を受託している税理士による政治資金監査</p> <p>Q 登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。</p> <p>A <u>登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</u>  <u>ただし、当該候補者の確定申告を行うことによつて継続的な報酬を受けている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</u></p>

<p><b>Ⅱ-7 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査</b></p> <p>Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A 公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかにします。</p>	<p><b>Ⅱ-7 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査</b></p> <p>Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A 登録政治資金監査人又はその配偶者が公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p><u>ただし、政治資金監査の対象となる収支報告書に係る年に当該候補者の出納責任者であった者については、当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかにします。</u></p>
	<p><b>Ⅱ-新 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査</b></p> <p>Q <u>特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</u></p> <p>A <u>登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</u></p> <p><u>ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかにします。</u></p>

**【参考】**

**Ⅱ-4 後援会役員による同一の代表者を持つ他団体の政治資金監査**

Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

**Ⅱ-4 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査**

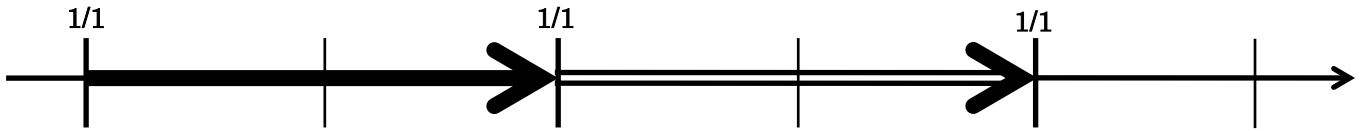
Q 特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

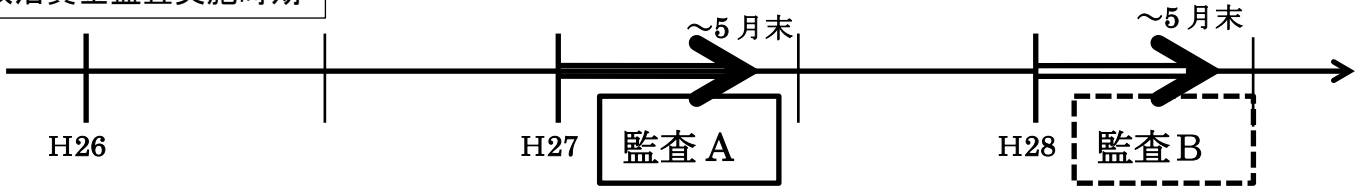
なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合については、Ⅱ-新をご参照下さい。

## 政治資金監査に関するQ & A II-5で 慎重な判断を促す具体例について

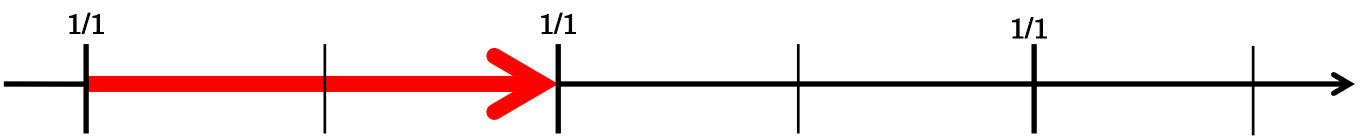
収支報告書の対象期間



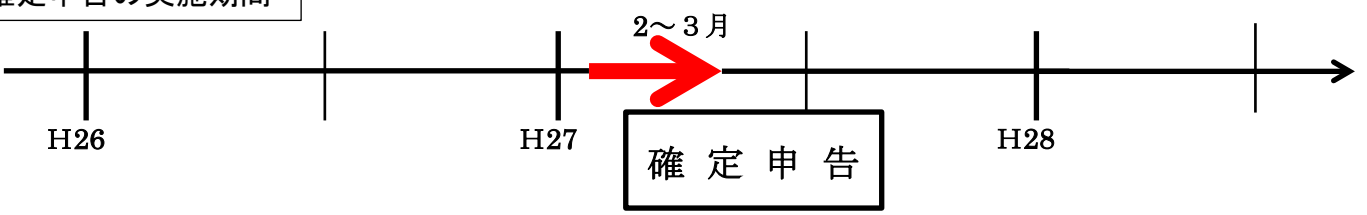
政治資金監査実施時期



確定申告の対象となる所得の期間

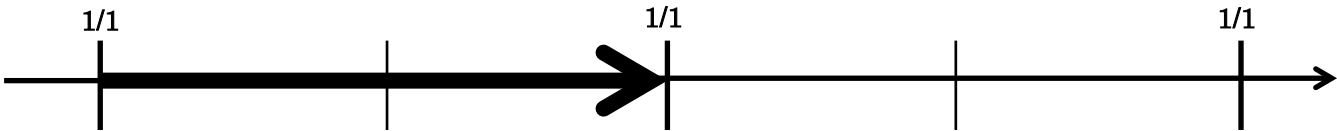


確定申告の実施期間

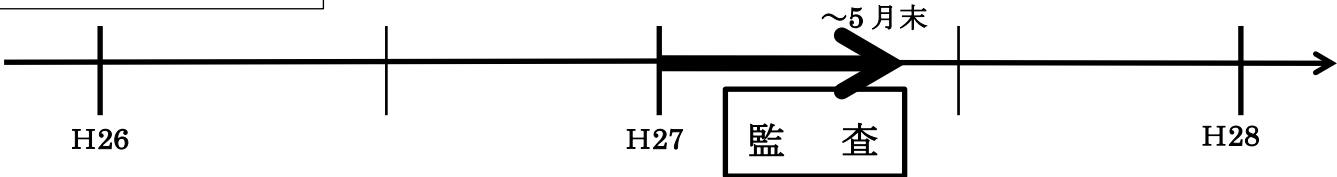


政治資金監査に関するQ & A II-7で  
慎重な判断を促す具体例について

収支報告書の対象期間



政治資金監査実施時期



出納責任者が活動する期間

